

# ○秋田県議会傍聴規則

昭和三十五年一月二十二日  
秋田県議会規則第一号

改正

昭和四四年一二月 九日議会規則第一号  
昭和五一年 九月一日議会規則第一号  
平成 五年 六月一八日議会規則第二号  
平成 七年 四月一四日議会規則第一号  
平成一八年 三月一〇日議会規則第二号  
平成一八年一月二一日議会規則第三号  
平成二九年一月二二日議会規則第一号  
令和 六年一月二七日議会規則第二号

秋田県議会傍聴規則をここに公布する。

## 秋田県議会傍聴規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十条第三項の規定に  
基き、この規則を制定する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平一八議会議則三・一部改正）

（傍聴席の区分）

**第二条** 傍聴席は、特別席、報道関係者席及び一般席に分ける。

2 特別席は、秋田県議会議員礼遇規程（昭和三十四年秋田県告示第四百  
八号）第二条の規定により礼遇を受ける者（以下「前議員」という。）の  
席とし、報道関係者席は、秋田県政記者会に所属する報道関係者及び県

の広報事務に従事する者（以下「報道関係者等」という。）の席とし、一  
般席は、特別席及び報道関係者席以外の者の席とする。

（平五議会議則二・一部改正）

（傍聴券等の交付）

**第三条** 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けな  
ければならない。

（傍聴券）

**第四条** 傍聴券は、会議当日議事事務局所定の場所において交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴するこ  
とができる。

（平一八議会議則二・平二九議会議則一・一部改正）

（傍聴章）

**第五条** 傍聴章は、報道関係者、前議員又は秋田県職員で、議長が特に必  
要があると認める者に交付する。ただし、前議員については、礼遇章を  
もつて傍聴章に代えるものとする。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

（平一八議会議則二・一部改正）

（傍聴人の入場）

**第六条** 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴  
章を係員に提示しなければならない。

（平二九議会議則一・旧第七条繰上）

（傍聴券等の提示）

**第七条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提  
示しなければならない。

（平二九議会議則一・旧第八条繰上）

(傍聴券等の返還)

**第八条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終つたときは、これを返還しなければならない。

(平二九議会議則一・旧第九条繰上)

(傍聴人の定員)

**第九条** 一般席の傍聴人の定員は、百六十人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴章を所持する者であつても入場させないことがある。

(平二九議会議則一・旧第十条繰上・一部改正)

(議場への入場禁止)

**第十条** 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者等が議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(平五議会議則二・一部改正、平二九議会議則一・旧第十一条繰上)

(傍聴席に入ることができない者)

**第十一条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(昭五一議会議則一・平五議会議則二・一部改正、平二九議会議則一・旧第十二条繰上・一部改正、令六議会議則二・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

**第十二条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- 三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(昭五一議会議則一・一部改正、平二九議会議則一・旧第十三条繰上・一部改正、令六議会議則二・一部改正)

(撮影等の禁止)

**第十三条** 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(平五議会議則二・一部改正、平二九議会議則一・旧第十四条繰上)

上)

(係員の指示)

**第十四条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(平二九議会議則一・旧第十五条繰上)

(違反に対する措置)

**第十五条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(昭五一議会議則一・一部改正、平二九議会議則一・旧第十六条

繰上、令六議会議則二・一部改正)

(補則)

**第十六条** この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平一八議会議則二・追加、平二九議会議則一・旧第十七条繰上)

**附則**

1 この規則は、昭和三十五年一月二十五日から施行する。

2 秋田県議会傍聴人取締規則(昭和二十四年八月一日)は、廃止する。

**附則**(昭和四四年議会議則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(昭和五一年議会議則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(平成五年議会議則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(平成七年議会議則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(平成一八年議会議則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(平成一八年議会議則第三号)

この規則は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

**附則**(平成二九年議会議則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則**(令和六年議会議則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。